

## 政党および政党政治について

### 1 「政党」と「政党政治」と有権者

- ・ 現行の国政選挙は、有権者が「個人」と「政党」を選ぶ仕組み
- ・ 地方選挙は、有権者が「個人」を選ぶ仕組み
- ・ 結局有権者は何を選択しているのかという問題
  - ✓ 国会（議会）の機能の一つは「決定すること」（多数決）
  - ✓ 国会（議会）の機能の一つは、その前提として「討議をすること」
  - ✓ 国会（議会）を経る案件が多い中で、すべてを個々の議員間での討議で合意形成する形態になっていない
  - ✓ 国会（議会）での影響力は「数」による
  - ✓ 国会（議会）の「数」の形成の基盤を選択するのか、基盤の形成は選ばれた議員にゆだねられるのか
  - ✓ 一方で、多様な価値観や考え方を反映するためには、多様なバックグラウンドの議員がいることと、議員個人の自由な政治活動の確保も必要

### 2 「政党」をどう考えるのか

- ・ 既存の政党を前提に議論をすると、「問題がある」「不要論」も出てくる
- ・ いかなる形態であれ「政党」を軽視することで何を創造するかという問題
- ・ 問題は、
  - ✓ 「政党」が民主制の基盤の一つとして機能していない
  - ✓ 国会（議会）が期待される役割を果たしていない
  - ✓ 法律上の「政党」が国政政党に限定されている
- ・ 「政党」という組織の民主化、ガバナンスをどう確保するかという課題
- ・ 地方政党（ローカルパーティー）をどう位置づけるのかという課題
- ・ 政策的なグループなど政党無所属議員の活動スタイルと、政党の違い
- ・ 政党助成の対象としての「政党」はどうあるべきか（公費を投入する妥当性、正当性、適正性とは何か）

#### <政党助成法>

第2条 この法律において「政党」とは、政治団体（政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第三条第一項に規定する政治団体をいう。以下同じ。）のうち、次の各

号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの
- 二 前号の規定に該当する政治団体に所属していない衆議院議員又は参議院議員を有するもので、直近において行われた衆議院議員の総選挙（以下単に「総選挙」という。）における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙（以下単に「通常選挙」という。）若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であるもの

#### <政治資金規正法>

第3条 2 この法律において「政党」とは、政治団体のうち次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの
- 二 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であるもの